

正 誤 表

293頁下から1行目について、下記のように訂正し、お詫びいたします。

(編集部)

293頁下から1行目

誤 (下線部) :

債権であり、停止条件が譲受するまでは発生しないので、これをもって賃料

正 (下線部) :

債権であり、停止条件が成就するまでは発生しないので、これをもって賃料